

保育園において特に予防すべき感染症と登園停止期間

(大阪府医師会学校医部会規則を基準にしています。)

1、登園停止が必要な感染症【医師の登園許可書が必要です】

病名	出席停止基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹 (はしか)	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての水泡がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
アデノウイルス感染症	主要症状が消退した後2日を経過するまで ※腸管感染の場合はウイルス性胃腸炎に準ずる
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
O-157	病状は改善し、医師により伝染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

2、医師の判断によって登園停止の処置が必要と考えられる感染症

【医師の登園可能の判断のもと、保護者が、登園届を書いて持参すること】

ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能正常時
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶた化している
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良好
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後 24h を経て解熱し、全身状態良好になった時
手足口病	解熱し全身状態が安定していれば登園可
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態良好時
マイコプラズマ肺炎	急性期が終了後、症状改善し、全身状態良好なら登園可能
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・等)	下痢・嘔吐などの症状が治まり、普段の食事がとれる
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
伝染性濃痂疹(とびひ)	病巣の処置と被覆 共同のプールは避ける 病巣の直接接触を避ける

3、通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

頭ジラミ	シラミの駆除・タオル・共有を避ける 着衣・シーツ・帽子の洗濯と熱処理
水いぼ (伝染性軟疣属腫)	原則としてプールを禁止する必要はないが二次感染のある場合は禁止